

西日本支社におけるマイクロバスのリース

入札説明書

独立行政法人都市再生機構の一般競争入札に係る入札公告（平成 30 年 12 月 20 日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
- 3 総合評価に関する事項
- 4 競争参加資格確認申請書（様式 1）
- 5 性能等証明書（様式 2）
- 6 入札及び見積心得書（物品購入等）
- 7 入札書及び封筒（様式 3）
- 8 使用印鑑届（様式 4）
- 9 委任状（様式 5）
- 10 内訳書（様式 6）
- 11 特約条項（案）
- 12 仕様書【別冊】

別添 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 経理課

1 入札等実施要領

1 契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人

2 調達内容

(1) 件名及び数量

西日本支社におけるマイクロバスのリース 1台

(2) 調達案件の特質等

12 仕様書【別冊】による。

(3) 納入期限及び契約期間

12 仕様書【別冊】による。

(4) 納入場所

独立行政法人都市再生機構西日本支社（大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号）

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 競争参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出期限

平成31年1月9日（水）17時00分

(2) 提出場所

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課

電話 06-6969-9018

(3) 提出方法

「競争参加資格確認申請書（様式1）」、平成29・30年度物品等に係る競争参加資格認定通知書及び「性能等証明書（様式2）」を提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

5 競争参加資格の確認通知

(1) 通知日

申請書を提出した者について、本件に参加する資格を有するか審査し、平成31年1月17日（木）までに参加資格の有無を通知する。

(2) 通知方法

書面にて通知する。

6 仕様等に関する質問と回答

- (1) 仕様等に関する質問は「質問書（任意様式）」の提出による。
- イ 提出期間 平成 31 年 1 月 10 日（木）から平成 31 年 1 月 18 日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く 10 時から 16 時まで）
なお、郵送による場合は書留郵便とし、封筒に「質問書在中」と朱書のうえ、提出期限までに必着のこと。
 - ロ 提出先 上記 4（2）に同じ。
- (2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。
- イ 閲覧期間 平成 31 年 1 月 23 日（水）から平成 31 年 1 月 28 日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日を除く 10 時から 16 時まで）
 - ロ 閲覧場所 上記（1）ロと同じ

7 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課
電話 06-6969-9019
- (2) 入札書の提出期限及び提出方法
- イ 提出期限
平成 31 年 1 月 28 日（月）17 時 00 分
 - ロ 提出方法
持参又は郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成 31 年 1 月 29 日（火）10 時 00 分
- (2) 場所
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 入札室（2 階）
※本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人 1 者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

9 入札方式等

落札者の決定は、総合評価落札方式とする。本入札説明書に従い、書類、資料及び入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 **2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務** 1 の競争参加資格及び仕様書に記載する要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が当機構の予定価格の制限の範囲内であり、かつ入札者の得た環境性能（燃費値）に対する得点を入札価格点で除して得た数値の最も高い者をもって落札者とする。（詳細は **3 総合評価に関する事項** 参照）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をも

って落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

入札書に記載する金額は、履行期間中のリース金額の総額とし、本業務の実施に必要な一切の費用を含めるものとする。

落札者は落札決定後、2営業日以内に入札金額の内訳を入札説明書 **10 内訳書（様式6）** に記入の上、提出するものとする。当該内訳書の提出に当たっては、総額が入札金額と同額であることとする。

10 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (3) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (5) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない
- (6) 入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査の対象としない。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (8) 契約書作成の要否 要

本入札における契約は、落札者所定の自動車リース契約書等をもって行うこととする。

ただし、上記契約書等に優先する事項として **11 特約条項（案）** を締結するものとする。

- (9) 手続きにおける交渉の有無 無
- (10) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添による。

11 支払条件

契約書及び **11 特約条項（案）** による。

12 問い合わせ先

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部経理課
電話 06-6969-9018

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者

(<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/jishisaisoku280401.pdf> を参照)

ロ 入札書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者

ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

(定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」

(<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf> を参照)

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

イ 平成 29・30 年度独立行政法人都市再生機構西日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札日までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

電話 06-6969-9019

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

ロ 提案する物品が仕様書に記載する要求要件をすべて満たしていることを様式 2「性能等証明書」により証明した者であること。

2 競争参加者に求められる義務

(1) この入札に参加を希望する者は、上記 1 (2) イ及びロの競争参加資格を有することを証明する書類及び資料を添付して、競争参加資格確認申請書提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) なお、入札者の提出した書類は、当機構において審査を行うものとし、採用し得ると判断した書類を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

3 総合評価に関する事項

1 入札の評価に関する基準

本入札は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成30年2月）」に基づき、総合評価落札方式において落札者を決定するものとする。

2 評価方法

提出された性能等証明書に記載された物品に対して、次のとおり評価を行い、当機構の予定価格の制限の範囲内の者のうち、以下「評価値」が最も高い者を落札者とする。

評価値：(標準点+加算点) / 入札価格点

- (1) 仕様書に記載した要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていない者については不合格とする。
- (2) 要求要件をすべて満たした場合において、標準点（100点）を与える。
- (3) 環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、35点を満点とし、入札者が提案する自動車の環境性能が仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} : 35 \text{点} \times \frac{(\text{提案車の燃費} \times 1 - \text{対象車クラス燃費基準} \times 2)}{(\text{対象クラス燃費目標値} \times 3 - \text{対象車クラス燃費基準} \times 2)}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} : 35 \text{点} \times \frac{(\text{提案車の燃費} - 9.04)}{(9.70 - 9.04)}$$

- (4) 入札価格点は、入札価格を1万円で除して得た数値とする。

※1 提案車の燃費は重量車モードで算定

※2 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準
9.04km/L

※3 同クラス最高水準

9.70km/L（想定車両：三菱ふそうローザ・ディーゼル）

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿

申請者	住 所	
	会社名	
	代表者氏名	印
	TEL	
	FAX	
	担当者名	

平成30年12月20日付けで公示のありました「西日本支社におけるマイクロバスのリース」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条各号の規定に該当する者ではないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等

の1 「競争参加資格」
(2) イに定める競争参加資格認定通知書の写し
- 2

2 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等

の1 「競争参加資格」
(2) ロに定める性能等に関する書類（様式2 「性能等証明書」）及び証明する書類

性能等証明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

本入札において提案する物品が、仕様書に記載する要求要件をすべて満たし、当該物品の性能等について下記のとおり相違ないことを証明します。

		提案する自動車の性能等	※機構 審査欄
1	車名		
2	型式		
3	車両重量 (kg)		
4	乗車定員 (人)		
5	総排気量 (cc)		
6	燃費値 (km/L) ※重量車モードによる値		

※主要諸元、装備等が記載されている書類 (カタログ等) を添付すること。

6 入札及び見積心得書（物品購入等）

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならないが、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前であっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中であっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書も若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第1項第7号に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

3 総合評価方式による競争入札の場合は該当案件の入札説明書により落札者を決定するものとする。
(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち引かない者がいるときに、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - (1) 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - (2) 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した本人確認書類（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した本人確認書類で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

入 札 書

金 円也 (税抜)

但し、西日本支社におけるマイクロバスのリース

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿
(西日本支社におけるマイクロバスのリース
入札書)

裏

封
印
住所・連絡先
印
会社名
氏名
※登録番号
印

委任している場合は、代理人の氏名及び印

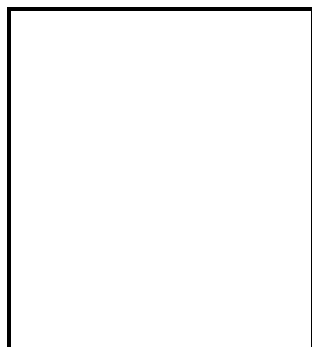
8 使用印鑑届 (様式4)

独立行政法人都市再生機構西日本支社

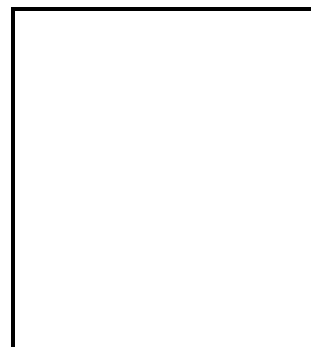
支社長 新居 田 滝 人 殿

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したいので、お届けいたします。

平成 年 月 日

住 所

商号または名称

代 表 者 名

⑨

- 注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

委任状

私は*****を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「西日本支社におけるマイクロバスのリース」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件

代理人使用印鑑	
---------	--

平成 年 月 日

住所
氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 新居田 滝人 殿

10 内訳書 (様式6)

(円)

月 数	リース料 (税抜)	リース料 (税込)
1 か月目		
2 か月目	〃	〃
3 か月目	〃	〃
4 か月目	〃	〃
5 か月目	〃	〃
6 か月目	〃	〃
7 か月目	〃	〃
8 か月目	〃	〃
9 か月目	〃	〃
10 か月目	〃	〃
11 か月目	〃	〃
12 か月目	〃	〃
13 か月目	〃	〃
14 か月目	〃	〃
15 か月目	〃	〃
16 か月目	〃	〃
17 か月目	〃	〃
18 か月目	〃	〃
19 か月目	〃	〃
20 か月目	〃	〃
21 か月目	〃	〃
22 か月目	〃	〃
23 か月目	〃	〃
24 か月目	〃	〃
25 か月目	〃	〃
26 か月目	〃	〃
27 か月目	〃	〃
28 か月目	〃	〃
29 か月目	〃	〃
30 か月目	〃	〃
31 か月目	〃	〃
32 か月目	〃	〃
33 か月目	〃	〃
34 か月目	〃	〃
35 か月目	〃	〃
36 か月目	〃	〃
37 か月目	〃	〃
28 か月目	〃	〃
39 か月目	〃	〃
40 か月目	〃	〃
41 か月目	〃	〃
42 か月目	〃	〃
43 か月目	〃	〃
44 か月目	〃	〃
45 か月目	〃	〃
46 か月目	〃	〃
47 か月目	〃	〃
48 か月目	〃	〃
49 か月目	〃	〃
50 か月目	〃	〃
51 か月目	〃	〃
52 か月目	〃	〃
53 か月目	〃	〃
54 か月目	〃	〃
55 か月目	〃	〃
56 か月目	〃	〃
57 か月目	〃	〃
58 か月目	〃	〃
59 か月目	〃	〃
60 か月目	〃	〃
小 計		

合計額 (税抜)	
合計額 (税込)	

内訳書（記入例）

（円）

月 数	リース料（税抜）	リース料（税込）
1 か月目	10,000	10,800
2 か月目	〃	〃
3 か月目	〃	〃
4 か月目	〃	〃
5 か月目	〃	〃
6 か月目	〃	〃
7 か月目	〃	〃
8 か月目	〃	〃
9 か月目	〃	〃
10 か月目	〃	〃
11 か月目	〃	〃
12 か月目	〃	〃
13 か月目	〃	〃
14 か月目	〃	〃
15 か月目	〃	〃
16 か月目	〃	〃
17 か月目	〃	〃
18 か月目	〃	〃
19 か月目	〃	〃
20 か月目	〃	〃
21 か月目	〃	〃
22 か月目	〃	〃
23 か月目	〃	〃
24 か月目	〃	〃
25 か月目	〃	〃
26 か月目	〃	〃
27 か月目	〃	〃
28 か月目	〃	〃
29 か月目	〃	〃
30 か月目	〃	〃
31 か月目	〃	〃
32 か月目	〃	〃
33 か月目	〃	〃
34 か月目	〃	〃
35 か月目	〃	〃
36 か月目	〃	〃
37 か月目	〃	〃
28 か月目	〃	〃
39 か月目	〃	〃
40 か月目	〃	〃
41 か月目	〃	〃
42 か月目	〃	〃
43 か月目	〃	〃
44 か月目	〃	〃
45 か月目	〃	〃
46 か月目	〃	〃
47 か月目	〃	〃
48 か月目	〃	〃
49 か月目	〃	〃
50 か月目	〃	〃
51 か月目	〃	〃
52 か月目	〃	〃
53 か月目	〃	〃
54 か月目	〃	〃
55 か月目	〃	〃
56 か月目	〃	〃
57 か月目	〃	〃
58 か月目	〃	〃
59 か月目	〃	〃
60 か月目	〃	〃
小 計	600,000	648,000

合計額（税抜）	600,000
合計額（税込）	648,000

特約条項 (案)

賃借人独立行政法人都市再生機構と賃貸人 は賃借人賃貸人間に平成 年 月 日に締結した西日本支社におけるマイクロバスのリース契約（以下「本契約」という。）に関して、次のとおり特約条項を定める。この特約条項は、本契約と一体のものとし、本契約の契約条項に抵触する場合は、この特約条項が優先するものとする。

第1条 本契約の連帯保証人に関するすべての規定は適用しないものとする。

第2条 賃貸人は、この契約により賃借人が使用中の物件に質権及びその他の担保権を設定してはならない。

2 賃貸人は、賃借人の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対し、この契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を委任し、又はこの契約により生じる債権を譲渡し、又はこれらの債務若しくは債権を承継させてはならない。

第3条 本契約の契約期間が1か月に満たない場合及び本契約の期間が満了又は本契約が解除された場合における契約終了日が月の中途である場合の当該月のリース料は、1か月を30日として日割計算して得た額とし、当該日割計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第4条 賃貸人は、当月分のリース料については、当月のリース期間終了日の翌日以降賃借人に対して支払請求書により請求するものとし、賃借人は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内にこれを賃貸人に振込により支払うものとする。

第5条 賃貸人は、車両登録日以降速やかに正常に使用できるように納入し、かつ、据付調整を行うものとし、据付調整が完了したときは、設置場所の長又はその指定する職員の検査を受けるものとする。

第6条 自動車が返還されたときの走行距離が、仕様書に記載の月間走行距離数に経過リース期間月数を乗じた距離を超過した場合においても、賃借人は超過走行料の支払い義務を負わないものとする。

第7条 賃借人が本契約に基づく債務（リース料支払債務、損害金支払い債務等）の支払いを怠ったときは、賃貸人は賃借人が支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した遅延損害金を賃借人に請求できるものとする。

2 賃貸人は、自己の責に帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、総額リース料の相当額に対し、遅延日数に応じ年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した履行遅滞金を賃借人に支払うものとする。

3 前項の遅延日数には、天災その他やむを得ない理由によるものは算入しないものとする。

第8条 本契約に関し、賃貸人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命

令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸貸人又は貸貸人が構成事業者である事業者団体（以下「貸貸人等」という。）に対して行われたときは、貸貸人等に対する命令で確定したものをいい、貸貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、同法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、貸貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、貸貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第9条 貸貸人が前条の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、貸貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

第10条 本条項に定めのない事項については、別途協議により定めるものとする。

この特約条項締結の証として、本書2通を作成し、賃借人貸貸人記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

賃借人 住 所 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
氏 名 理事・支社長 新居田 滝人

貸貸人 住 所
氏 名

別 添

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上